

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、和歌山県漁業調整規則（令和2年和歌山県規則第63号。以下「規則」という。）第4条第1項第9号に掲げる固定式刺し網漁業について、同規則第11条第1項の規定により同項各号に掲げる事項に関する制限措置及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

1 制限措置の内容等

(1) 制限措置の内容

漁業種類	許可又は起業の認可をすべき漁業者の数	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格
磯建網漁業	1	定めなし	日高郡切目崎正西の線と西牟婁郡市江崎正西の線とに挟まれた海域（ただし、第5ブロック操業協定の制限区域を除く。）	9月16日から翌年4月30日まで（ただし、田辺市中島から正西の線以南の海域（中島を除く。）では10月20日から翌年4月30日までとし、ケタゼ区域については第5ブロック操業協定の覚書による。）	1 現に漁船を有する者若しくは漁船を使用する権利を有する者又はその者を構成員に含む法人 2 漁業の根拠地を日高管内に有する者又はその者を構成員に含む法人
磯建網・いせえび刺し網漁業	1	定めなし	西牟婁郡市江崎正西の線と東牟婁郡太地町梶取埼南東の線とに挟まれた海域（ただし、第6ブロック及び第7ブロック操業協定の制限区域を除く。）	9月16日から翌年4月30日まで（ただし、第6ブロック操業区域では始期を旧暦9月20日から、串本町地先双島から横島に至る区域では始期を12月1日とする。）	1 現に漁船を有する者若しくは漁船を使用する権利を有する者又はその者を構成員に含む法人 2 漁業の根拠地を東牟婁管内に有する者又はその者を構成員に含む法人

(2) 許可又は起業の認可に付ける条件

知事が、規則第11条第4項に基づく許可又は起業の認可をするときは、次の表の左欄に掲げる区域においては、同表の右欄に掲げる条件を付けることがある。

操業区域	許可又は起業の認可の条件
日高郡切目崎正西の線と西牟婁郡市江崎正西の線とに挟まれた海域（ただし、第5ブロック操業協定の制限区域を除く。）	1 免許を受けた漁業の妨害をしてはならない。 2 第5ブロックの協定を遵守すること。 3 許可を受けた日から6箇月間又は引き続き1年間休業したときは、許可を取り消す対象となるので、あらかじめ休業期間を定め届け出ること。
西牟婁郡市江崎正西の線と東牟婁郡太地町梶取埼南東の線とに挟まれた海域（ただし、第6ブロック及び第7ブロック操業協定の制限区域を除く。）	1 免許を受けた漁業の妨害をしてはならない。 2 第6ブロック及び第7ブロックの協定を遵守すること。 3 許可を受けた日から6箇月間又は引き続き1年間休業したときは、許可を取り消す対象となるので、あらかじめ休業期間を定め届け出ること。

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和6年7月1日から令和6年8月2日まで

なお、2に掲げる期間に申請した規則第11条第4項に基づく許可の有効期間は、令和6年9月16日から令和7年9月15日までとする。